

苧田町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び苧田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業(以下「福岡県移住支援事業」という。)において、東京圏(埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)，名古屋圏(岐阜県，愛知県及び三重県をいう。以下同じ。)又は大阪圏(京都府，大阪府，兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。)から苧田町(以下「町」という。)に移住して就業又は起業等しようとする者が、第2条に定める移住支援金の支給要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関して、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱(以下「県実施要綱」という。)及び苧田町補助金交付規則(平成16年苧田町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 移住支援金は、次の各号に掲げる要件のうち(1)に該当し、かつ、(2)，(3)又は(4)に該当する申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のア，イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

住民票を移す直前(農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上、東京圏，名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。(ただし、第2条(3)の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。)

イ 移住先に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 令和元年10月10日以降に、町へ転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内(ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。)であること。なお、年度当初において福岡県が国に申請する地域未来交付金の第1回交付決定前であることにより、年度当初に移住支援金の申請受付できない期間が生じ、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、国による県への地域未来交付金の交付決定日から次に示す日数、申請受け付けを可能とする。

受付日数：当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数とする。

- (ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと(2人以上の世帯にあつては、世帯員も同様とする)。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だったものが、5年以上経過し、18歳以上となり、福岡県及び町が認める場合を除く。
- (エ) その他福岡県又は町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職等に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏，名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 就業先が，移住支援事業を実施する道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者，取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が，マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に，移住支援金の申請日から5年以上，継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は，次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏，名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において，移住支援金の申請日から5年以上，継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 勤務，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではなく，新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等，離職することが前提でないこと。

ウ 人材確保困難職種への就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 県実施要綱別表1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料就職紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。
- (イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (オ) 勤務、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 自営での農林漁業への就業の場合

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 県実施要綱別表2に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。
- (イ) 福岡県へ就農相談を行い、本町で新規就農した者であること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。

(3) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ア 申請日時点で過去5年以内に本町に対しふるさと納税を行っていること。
- イ 申請時において農林水産業に就業しており、農林水産業に係る収入が主な収入であること。

(4) 起業に関する要件

申請日前1年以内に福岡県が県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 申請者の属する世帯が次に掲げる要件の全てに該当する場合
100万円

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、原則として住民票の上で同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、原則として住民票の上で同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 前号以外の場合 60万円

(交付申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、本人確認書類及び第2条第1号の要件に該当することを証する書類に加え、第2条(2)、(3)又は(4)の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

2 前条第1号の移住支援金の申請者は、前項に規定する書類に加え、前条第1号の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合も、その旨を同様に当該申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、交付申請日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第4号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 福岡県及び町は、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、福岡県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分で掲げる要件に該当する場合、交付した移住支援金のうち当該各号に定める額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福岡県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合

- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件に該当する職を辞した場合
 - エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合
半額

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福岡県と町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。